

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 12 日	
静岡県知事 鈴木 康友 殿	
提出者	
住所 磐田市向笠竹之内273番地の1	
氏名 株式会社 堀内土木	
代表取締役 堀内 祐典	
電話番号 0538-38-2525	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 堀内土木
事業場の所在地	磐田市向笠竹之内273番地1
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 (中分類コード: D06)
② 事業の規模	別紙のとおり
③ 従業員数	〃
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	〃

(日本工業規格 A列4番)

以下 別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

以下 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

以下 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

以下 別紙のとおり

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

	前年度発生量	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	④自己中間処理量	⑤熱回収を行った量	⑥自己中間処理残さ量	⑦自己中間処理減量	⑧自己中間処理後再生利用量	⑨自己中間処理後直接埋立処分又は海洋投入量	⑩委託処分量			
											⑪優良認定処理業者	⑫再生	⑬認定熱回収業者中間処理(再生以外)	⑭認定熱回収業者以外の業者中間処理(再生以外)
廃プラスチック類	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0 t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
金属くず	t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	コンクリートくず	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
がれき類	コンクリートガラ	5,900 t	4,720 t	t	t	4,720 t	t	4,720 t	t	4,720 t	t	t	t	t
	アスファルトガラ	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	その他がれき類	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	5,900 t	4,720 t	0 t	0 t	4,720 t	0 t	4,720 t	0 t	4,720 t	0 t	0 t	0 t	0 t
汚泥	砂利洗浄汚泥	285 t	230 t	t	t	230 t	t	115 t	115 t	115 t	t	t	t	t
	建設汚泥	142 t	114 t	t	t	114 t	t	11 t	103 t	t	t	11 t	t	t
	汚泥	92 t	44 t	t	t	44 t	t	44 t	t	t	t	44 t	t	t
	小計	519 t	388 t	0 t	0 t	388 t	0 t	170 t	218 t	115 t	0 t	55 t	0 t	0 t
木くず	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0 t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
紙くず	t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
繊維くず	t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
廃油	1 t	1 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	1 t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	1 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
電線くず	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
蛍光管	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
建設混合廃棄物														
	可燃物	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	不燃物	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	無分別	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	小計	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
計	6,420 t	5,109 t	0 t	0 t	5,108 t	0 t	4,890 t	218 t	4,835 t	0 t	55 t	0 t	0 t	1 t

別紙

多量排出業者の産業廃棄物処理計画

1. 会社概要

- (1) 会社名
株式会社 堀内土木
- (2) 資本金
37,000,000円
- (3) 従業員数
47名

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数
47名
- (2) 工事受注および生コンクリート販売額等
約21.3億/年
- (3) 会社概要
当社では、土木、下水道、建築などの工事の施工及び管理、がれき類・汚泥の中間処理、改良土の製造販売、生コンクリートの製造販売、砂利の採取販売、また宅地建物の取引業を行っている。
- (4) 業務等フローシート
図1, 2, 3参照
- (5) 事務所等配置図
図4参照
- (6) 事業展望
建設発生土・汚泥の再生利用を促進し、それぞれ土質改良土（0-100）及び泥土改良土（0-100）として販売できるよう事業を展開していく。
- (7) 廃棄物処理フローシート
図5参照
- (8) 連絡先
担当者：株式会社 堀内土木 代表取締役 堀内祐典
電話番号：0538-38-2525

3. 計画期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

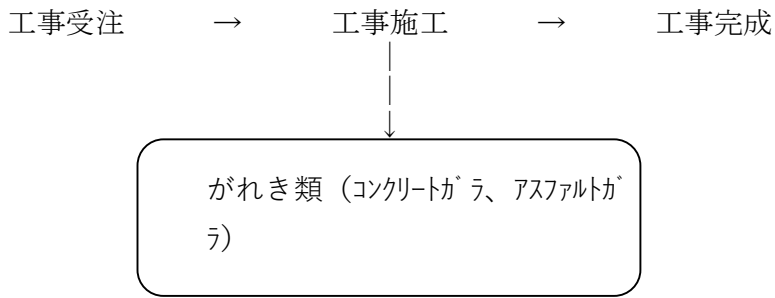


図1 工事フローシート

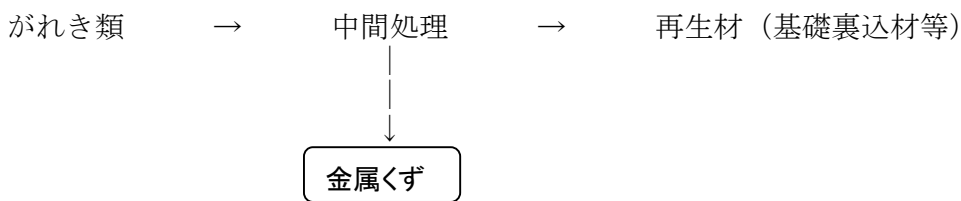


図2 中間処理フローシート

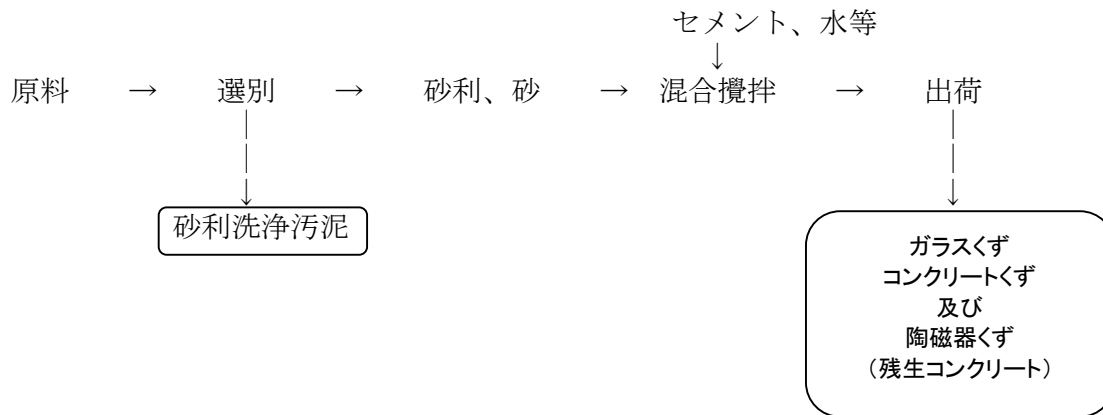


図3 生コンクリート工場製造フローシート

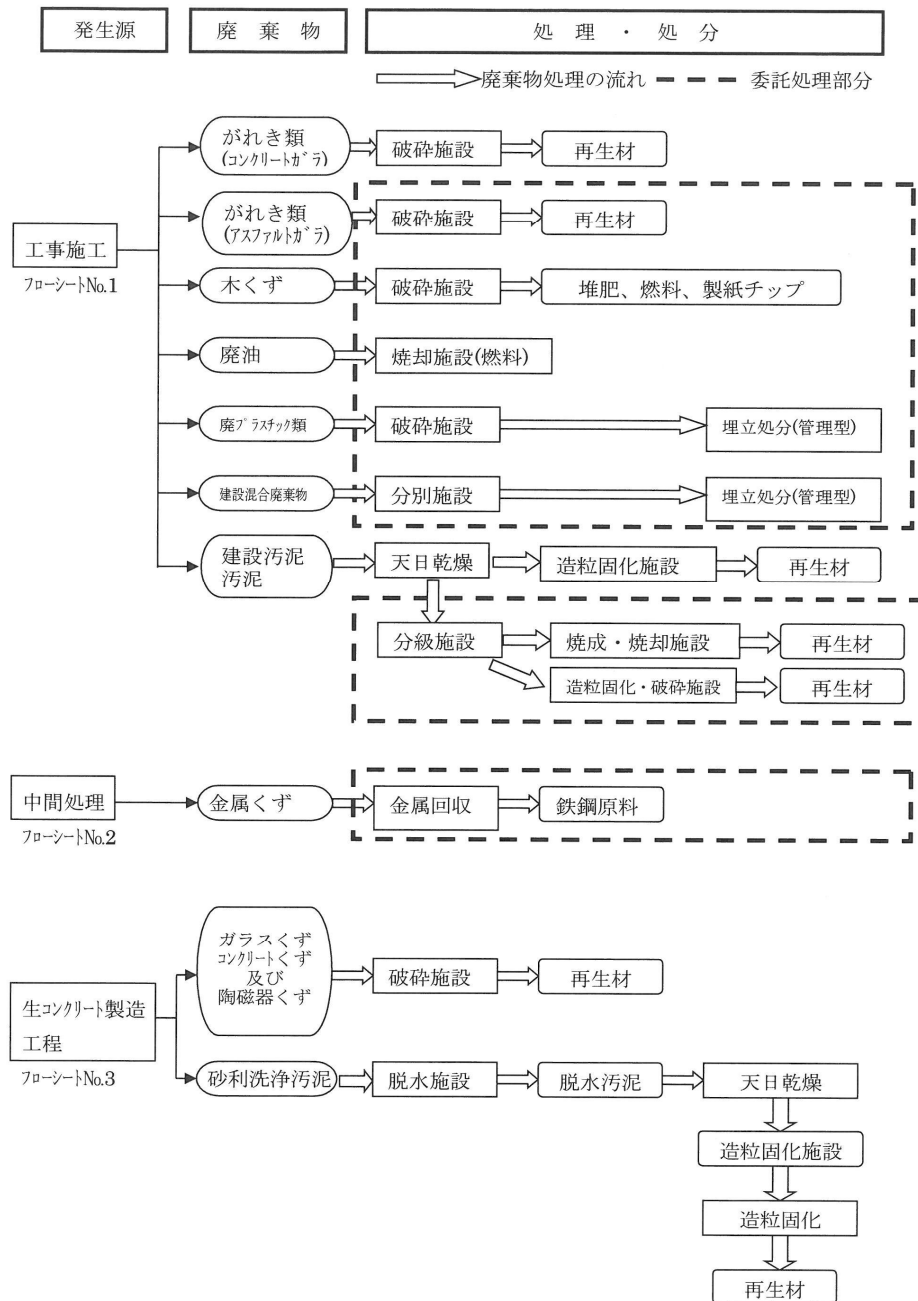


図5 廃棄物処理フロー図（現状）

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属：本社	職・氏名：代表取締役 堀内 祐典
廃棄物担当	組織名：土木部リサイクル課	職・氏名：代表取締役 堀内 浩平 組織人員：3人
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進及び計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—代表取締役 ・委員—開発部廃棄物担当
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○社内及び工事の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○中間処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項
<p>廃棄物管理組織表</p> <pre> graph TD A[代表取締役 (廃棄物担当役員)] --- B[土木部] A --- C[生コン部] A --- D[総務部] A --- E[営業部] B --- F[廃棄物管理担当] </pre>		

(2) 管理体制の強化

- ・廃棄物管理規程の作成について検討する。

(3) 教育・研修

- ・発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理工程に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するために、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導等を行う
 - 発生抑制 ・発生抑制を考慮した工事施工及び製造方法を検討する
 - 再生利用 ・資源化、燃料利用を推進する。
 - その他 ・再生利用ルートを確保する。
 - その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当社から発生する産業廃棄物は、工事施工に伴いがれき類（コンクリートガラ、アスファルトガラ、その他のがれき類）と木くず、建設混合廃棄物、廃油、廃プラスチック類、建設汚泥、金属くず、生コンクリート製造工程からの砂利洗浄汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずである。これらの発生量の合計は6,420 t／年であり、そのうち委託処理される産業廃棄物は、107 t／年である。
- ② 産業廃棄物の種類別発生・処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題を以下に示す。

産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和5年度実績）

廃棄物の種類		発生源 【フォームNo.】	性状	発生量 (基準量) t/年 【構成比】	処理方法（現状） (中)：中間処理 (最)：最終処分 ○：自己処理 ●：委託処理
汚泥	砂利洗浄汚泥	生コンクリート製造工程 【No.3】	・泥状	285 【4.44%】	無機性汚泥を脱水(中)○、 天日乾燥(中)○、造粒固化(中)○ ⇒再生利用 285 t/年 165 t/年
	建設汚泥	工事施工 【No.1】	・泥状	142 【2.21%】	建設汚泥を天日乾燥(中)○、 分級(中)●、焼成焼却(中)● 造粒固化(中)●、破砕(中)● ⇒再生利用 142 t/年 14 t/年
	汚泥	工事施工 【No.1】	・泥状	92 【1.44%】	建設汚泥を天日乾燥(中)○、 分級(中)●、焼成焼却(中)● 造粒固化(中)●、破砕(中)● ⇒再生利用 92 t/年 92 t/年
がれき類	コンクリートがれき	工事施工 【No.1】	・固形状	5,900 【91.90%】	コンクリート殻を破砕(中)○ ⇒再生利用 5,900 t/年 5,900 t/年
	アスファルトがれき	工事施工 【No.1】	・固形状	0 【0.00%】	アスファルト殻を破砕(中)● ⇒再生利用 0 t/年 0 t/年
	その他のがれき類	工事施工 【No.1】	・固形状	0 【0.00%】	その他のがれき類を破砕(中)● ⇒再生利用 0 t/年 0 t/年
	ガラスくず コンクリートくず 及び 陶磁器くず	生コンクリート製造工程 【No.3】	・固形状	0 【0.00%】	ガラスくず及び陶磁器くずを破砕(中)○ ⇒再生利用 0 t/年 0 t/年
	木くず	工事施工 【No.1】	・固形状	0 【0.00%】	木くずを破砕(中)● ⇒堆肥、燃料、製紙チップ 0 t/年 0 t/年
	廃油	工事施工 【No.1】	・液状	1 【0.01%】	廃油を燃料回収焼却(中)● 1 t/年
	建設混合廃棄物	工事施工 【No.1】	・固形状	0 【0.00%】	建設混合廃棄物を分別(中)● ⇒埋立(最)● 0 t/年
	廃プラスチック類	工事施工 【No.1】	・固形状	0 【0.00%】	廃プラスチックを破砕(中)● ⇒埋立(最)● 0 t/年
合計				6,420 【100.00%】	

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 汚泥

中間処理された脱水汚泥（含水率30%）115 t/年を盛土材加工施設にて、造粒固化及び建設発生土又は盛土材と混合・攪拌し、泥土改良土として利用する。

(2) がれき類

がれき類のうちコンクリートガラを自社にて処理し、再生基礎裏込材（RC-40）、再生盛土材（0-40）、再生下層路盤材（0-40）として利用する。

7. 産業廃棄物の処理に関する事項

- ① 委託契約は、収集運搬・処分の許可をもっている業者と書面で行う。
- ② 委託者の選定については、中間処理・最終処分の業者に許可証を提出させ、施設の確認を行う。
- ③ 処理業者に委託するときは、運搬と処分のそれぞれについて委託契約を行う。
- ④ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、指示した内容を確実に行わせるように指導・確認する。
- ⑤ 処理業者から報告書を提出させ、処理が契約内容に沿って適正に行われたかどうか確認する。